平成２５年（フ）第８８号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目21番９号12
債務者　天利　美加
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９２号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目14番27号ビュースフルマンション桜台202号
債務者　渡辺　秀克
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
神奈川県厚木市王子１丁目１番21号　シェルバレー301
債務者　宮井　史仁
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０３号
神奈川県平塚市御殿３丁目15番16―403号パレス湘南
債務者　笠原百合子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０８号
神奈川県小田原市国府津３丁目８番10―504号
債務者　錦織麻衣子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１０号
神奈川県厚木市中依知12番地１　ルミエール古河101
債務者　佐治　清美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
新潟市西区坂井東６丁目12番４号　アップフロント坂井東Ⅱ10号、前住所新潟市西区善久450番地67
債務者　阿部　政行
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
新潟市北区早通北５丁目１番30―11号
債務者　高野　浩明
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
新潟市西蒲区巻甲4141番地１　コーポスリーセブンＣ棟102号、住民票上の住所新潟市西区寺尾７番19号
債務者　永村　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
新潟市中央区西湊町通１ノ町2691番地４市営住宅407号
債務者　廣川　則子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
新潟市中央区米山５丁目１番４号　コーポ和201号
債務者　本間　友樹
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
新潟市北区白新町３丁目６番30号
債務者　早見　浩彦
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
新潟市中央区四ツ屋町２丁目3087番地３　Ｆハウス四ツ屋町１Ｆ、前住所新潟市中央区川岸町３丁目17番地28
債務者　笹川今朝男
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
新潟県胎内市西本町12番17号
債務者　阿部　範久
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３４４号
愛知県稲沢市稲沢町前田245番地１　エクセルコート203
債務者　宮田百合子（旧姓紺野・服部）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４８号
愛知県一宮市森本４丁目23番28号　プリムローズＡ―１Ｃ
債務者　井垣　秀則
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部